

国立大学法人京都大学契約事務取扱規則 新旧対照表

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>(前 略)</p> <p>(不正行為等の報告)</p> <p>第5条 経理責任者は、競争に参加する者(以下「競争参加者」という。)又は契約の相手方が次の各号の一に該当した場合は、財務担当理事に報告するものとする。</p> <p>(1) } (略)</p> <p>(5) }</p> <p>(6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(後 略)</p> | <p>(不正行為等の報告)</p> <p>第5条 } (同 左)</p> <p>(1) }</p> <p>(5) }</p> <p>(6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成22年2月18日から施行する。</p> |